

令和8年度・特別加入給付基礎日額の変更について

◆令和8年度から給付基礎日額を変更したい場合◆

手続き期間：令和8年3月1日～3月25日まで(期限厳守)

手続き方法：メール・電話・ファックスにて

事業所名・変更される方の氏名・給付基礎日額をご連絡ください



◇給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(令和8年6月1日から7月10日まで)にも行うことができます。令和8年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、令和8年度には給付基礎日額を変更することができません。

ご不明な点はこのはな労働保険事務組合までお問い合わせください。

9:00～18:00 (12:00～13:00 お昼休憩)

TEL : 06-6468-0781

FAX : 06-6468-0788

MAIL : jimukumi@konohana.or.jp